官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○と畜場法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七七）　一
○ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（農林水産三二）　二
○ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令施行規則（同三三）　五
〔法規的告示〕
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（総務二六三）　七
○家畜共済損害認定準則及び農業保険法第百四十五条第一項の農林水産大臣が定める金額並びに農業保険法施行規則第百十六条の農林水産大臣が定める率及び農林水産大臣が定める事由を定める件の一部を改正する件（農林水産一一五九）　一三
〔その他告示〕
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一一六〇）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七六
特殊法人等
令和六年度総務省共済組合の決算、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構令和六事業年度財務諸表、全国市町村職員共済組合連合会関係　一九三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、公示送達関係　一九八
会社その他
会社決算公告　二〇三

省令

○厚生労働省令第七十七号

と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条第六項第二号の規定に基づき、と畜場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿